

平成29年度第2回 札幌市国民健康保険運営協議会の概要

1 日 時

平成29年(2017年)9月19日(火曜日)午後6時00分～午後6時54分

2 場 所

札幌市役所18階 第四常任委員会会議室

3 出 席 者

(1) 運営協議会委員

13名(別添のとおり)

(2) 事務局

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国保健康推進担当課長他

4 審議事項

議案第1号 国保都道府県単位化後の保険料のあり方について

ア 説明の趣旨

・現行では、保険料が医療費に直接連動しない仕組みをとっている。保険料の医療分と支援金分については、1世帯当たりの平均保険料を据え置いており、その据え置いた額を超える部分について一般会計から法定外繰入を行っている。

・北海道から示された第3回目の納付金仮算定結果によると、一般会計からの法定外繰入を行わなくても、平成30年度の保険料賦課総額は現行より少なくなる見込み。

・平成30年度については、北海道から示される納付金をもとに算定した保険料賦課総額をそのまま保険料として集めることとし、一般会計からの法定外繰入を行わないこととしてはどうか。

・一方で、今後、北海道から示される納付金の額が上がり、納付金をもとに算定した保険料賦課総額が大きく変動した場合を想定し、状況に応じて保険料軽減対策のための法定外繰入などを検討することとしてはどうか。

イ 主な質疑

Q. 賦課総額が下がった要因は、一つは公的支援金が増えたため、もう一つは札幌より所得の高い市町村の納付金が入るため札幌市分が若干安くなるという理解でよいか？

A. ご指摘のとおり、下がった要因としては、平成30年度から全国で公費拡充することと、もう一つは札幌市の加入者の平均所得が全道の平均所得よりも低い状況になっているため、札幌市の保険料が下がっている状況。

Q. 北海道が策定した運営方針では、決算補填等目的の法定外繰入等の解消を

求めているが、一方で標準保険料率を参考に市町村で保険料率を設定すると書いてあり、割と幅を持たせて市町村の裁量の余地を働かせているように感じる。北海道との関係や全体との関係でどのような判断をしているのか、もう少し説明してほしい。

A. 決算補填等目的の法定外繰入については、基本的には避けるようにという話が出ている。一方で今年度に道議会で「平成30年度以降は、市町村とともに、納付金制度や赤字解消の取り組みを進めていくことになるが、一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断で行われるものである。」という答弁があった。現状では特にペナルティーがあることにはなっていないため、なるべく解消するようにという要請はありつつも、最終判断は市町村で決めるものと認識している。

Q. 今回、納付金が少なくなった理由の一つとして、札幌市は他の市町村より所得が低いからという話があったが、医療費は他の市町村に比べて高いのでは？それでも所得の影響が大きかったということか？

A. 札幌市の医療費は全道平均より若干高いがその影響よりも所得の低い影響の方が大きいため納付金の額が少なくなる見込み。

Q. 「納付金をもとに算定した保険料賦課総額が大きく変動した場合、法定外繰入などを検討する」とあるが、この「大きく」をどのぐらいに捉えるか、この協議会である程度の線引きをしておく札幌市としてもやりやすいのでは？

A. 現在、平成30年度の仮試算の値は示されたが、それ以後については全くわからない状況。今回の北海道の国保運営方針は、30年度から32年度までの3カ年の考え方を示しているものであり、32年度までは納付金や賦課割合は同じような考え方で行くと思うが、この運営方針は3年後に見直される予定のため、どこかで線引きは必要ではないかという方向性だけは決めておいた方が良いのではという趣旨で今回提案した。したがって、今後の状況を見ながら改めて大きく変更した場合の変動幅はどこまでかご判断いただきたいと思っている。

ウ 協議結果

- ・了承された。